

相続定期預金

2025年4月28日現在

1. 商品名	○相続定期預金
2. ご利用いただける方	○当行または他行等で相続手続き完了後1年以内の個人の方 ▶ お申込時に相続取得資金をお受取りになられた通帳、金融機関に提出した相続届、遺言書、遺産分割協議書など「お預入れされる方が相続人であること」「お預け入れ原資が相続により引き継いだこと」「相続金受取金額」を確認できる書類（写）のご提示が必要です。
3. お預入れ期間	○1年
4. お預入れに関する事項 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	(1) 一括でお預入れ (2) 1万円以上、「相続により取得された資金」の範囲内 (3) 1円単位
5. 払戻し方法	○満期日以降に一括してお支払いします。
6. 利息に関する事項 (1) 適用利率 (2) 利払時期 (3) 計算方法	(1) 年1.0%（税引後 年0.796%） ※特別金利は、今後の金利情勢その他理由により、変更する場合がございます。 (2) 満期日以降にこの預金とともに一括して支払います。 (3) 付利単位を1円とし1年を365日とする日割計算をします。
7. 手数料	○ありません。
8. 税金	○20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%） ○マル優ご利用の場合は非課税となります。
9. 付加することのできる特約に関する事項	○スーパー定期と同様のお取り扱いとなります。
10. 中途解約時の取扱い	○スーパー定期と同様のお取り扱いとなります。
11. その他参考となる事項	○本預金のご利用は、被相続人につき1回限りとさせていただきます。 ○本預金は窓口専用の定期預金です。 ○本預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。 ○自動継続後の金利は、継続日における店頭表示金利を適用いたします。 ○通帳扱いのみのお取り扱いとなります。 ○満期日以降の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ○1,000万円以上での預入の場合は、複数の明細となります。
12. 指定紛争解決機関	○当行が契約している指定紛争解決機関は一般社団法人全国銀行協会です。 全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または、03-5252-3772
13. 金利情報の入手方法	○金利は店頭およびインターネット上のホームページに掲示します。 詳細は窓口にお問い合わせください。